

千葉県立県民の森管理業務仕様書

千葉県立県民の森の指定管理者が行う管理業務の内容等細目については、この仕様書に基づいて実施するものとする。

1 管理運営の基本的事項

- (1) 指定管理者の管理運営業務の範囲は「県民の森施設」とする。県民の森施設の周囲の公共施設、民有施設などは原則としてそれぞれの管理者が行う。
- (2) (1)に定めるもののほか、県民の森施設周囲の森林であって、倒木、落枝、その他これに類する事態が生じた場合に、県民の森施設に影響を与える可能性のある区域については、県民の森利用者の安全及び当該施設の保全を確保するために必要な森林の管理（草刈り、枝払い、除伐、土砂片づけ、崩落・落下する可能性のある土石・樹木等の除去等）も管理運営業務の範囲とする。
- (3) 県民の森利用者が周囲の森林に入り込んだ場合、利用者に対する誘導、指導、救助などは管理運営業務の範囲とする。
- (4) 指定管理者は、周囲の公共施設等や民有地が県民の森施設に影響を与える場合、施設を適正に維持管理するために必要な交渉をする責務を負うものとする。

2 県民の森施設等の運営に関する業務

- (1) 県民の森施設の供用に関する業務
 - (ア) 知事の承認を受けて、休業日、利用時間を定め、県民に公表すること。
 - (イ) 県民の森を広く県民に広報すること。
 - (ウ) 県民の森利用者に施設の内容・利用方法等について周知すること。
 - (エ) 県民の森利用者が適切に利用できるように、施設を利用しやすい形で提供すること。
 - (オ) 千葉県立県民の森管理規則（以下「規則」という。）に基づき、県民の森利用者に遵守事項を周知すること。
 - (カ) 規則に基づき、県民の森の保全若しくは利用者の危険を防止するために、区域を定めて利用を禁止すること。また、区域を定めて利用を禁止した場合に、遅滞なく知事に報告し、その後の対応について協議すること。
 - (キ) ボランティア等県民の森の協力者の受け入れに関すること。
 - (ク) 千葉県立県民の森設置管理条例（以下「条例」という。）に基づき、県民の森施設を滅失又はき損した者が行う知事への届出があった場合に、知事に送付すること。
- (2) 県民の森施設のうち、利用の承認を受けなければならない施設の利用の承認に関する業務（館山野鳥の森を除く）
 - (ア) 条例に定める利用の承認が必要な県民の森施設について、利用の承認及び不承認並びに利用の承認の取消しを行うこと。
- (3) 有料施設の利用料金の設定及び收受等に関する業務（館山野鳥の森を除く）
 - (ア) 条例に定める有料施設の利用料金の額及び支払いの時期並びに免除の基準について、知事の承認を受けて定めるとともに、公表すること。
 - (イ) 有料施設の利用料金の收受業務を行うこと。

- (4) 野外活動に関する助言に関する業務
 - (ア) キャンプ、自然観察、自然探索、ハイキング等の野外活動について、県民の森利用者に助言すること。
 - (イ) 野外活動に関する研修会等を開催すること。
 - (ウ) 県民の森を活用した野外活動の企画、運営について助言すること。
- (5) 自然保護に関する指導助言に関する業務
 - (ア) 県民の森や周辺の地形、動植物の保護に関する指導助言を行うこと。
 - (イ) 自然保護や森林・林業に関する研修会等を開催すること。
- (6) 利用者へのサービスの提供に関する業務
 - (ア) 県民の森利用者の受付、案内、解説等を行うこと。
 - (イ) 県民の森利用者が利用しやすいようなパンフレットや、解説書等を作成、配布すること。
 - (ウ) 県立県民の森を広く、深く県民に理解してもらうための各種のイベントを開催すること。
 - (エ) 県立県民の森をその目的に沿って活用しようとする団体等に対する支援を行うこと。
 - (オ) 自力で県民の森を利用することが困難な利用者に対して必要な支援を行うこと。
 - (カ) 展示施設等を利用した展示の企画、運営を行うこと。
 - (ク) 利用者のサービスの提供として行うイベントの参加費等は高額な負担であってはならない。
- (7) 利用者の安全確保に関する業務
 - (ア) 県民の森利用者の安全を確保するための巡回、危険箇所の点検・整備、注意又は警告表示板の設置等、事故の未然防止に必要な業務を行うこと。
また、天候が急変した場合、または急変が予測されるときは、利用者の安全確保のため必要な措置をとらなければならない。
 - (イ) 県民の森利用者の安全を確保するために指導・助言を行うこと。
 - (ウ) 利用者に係る責任賠償保険に加入すること。
 - (エ) 消防、病院・医院等との連携の確保、緊急時の対応について定めるとともに、必要なときに迅速に対応すること。
 - (オ) 応急手当用薬品・物品を常備するとともに、応急手当等について迅速に対応すること。
 - (カ) 県民の森内で発生した事故に対する探索・救助を行うとともに、公的機関等に協力すること。
 - (キ) 食事を提供する県民の森にあつては、常に食品の衛生管理及び従事する職員の健康管理に最善の注意を払わなければならない。
- (8) 県民の森施設区域内における行為の許可に関する業務
 - (ア) 条例に基づいて、県民の森施設区域内において許可が必要な行為について、許可、許可の取り消し等を行うこと。
- (9) 県民の森施設の運営について知事への協議及び報告に関する業務
 - (ア) 県民の森の運営について必要に応じて知事と協議を行うこと。
 - (イ) 協定書に基づいて県民の森の運営について知事に報告を行うこと。

3 県民の森施設等の管理に関する業務

(1) 県民の森施設の維持管理に関する業務

- (ア) 県民の森施設について、各施設の性質に応じて、日常及び定期並びに特別の点検・清掃・芝刈り・草刈り・除伐・枝払い・つる切り・病虫害防除等の維持管理を行う。ただし、必要性を勘案して一部を省略することができる。（管理の水準は、県民の森利用者が当該施設を利用するに当たって支障が無く、美観を損なわない水準とする。また、当該施設が、トイレにおけるトイレットペーパー等備え付けの物品が必要な場合には、その物品の補給を含むものとする。）
- (イ) 県民の森の管理用施設について、各施設の性質に応じて、日常及び定期並びに特別の点検・清掃等を行う。ただし、必要性を勘案して一部を省略することができる。（管理の水準は、県民の森の管理に当たって支障が無く、美観を損なわない水準とする。）
- (ウ) 県民の森施設、管理用施設及び設備について、施設等が正常に使用または稼働できる状態で、利用者が安全かつ安心して利用できるように修繕・改築等を実施すること。
- (エ) 県民の森施設の備品等について、点検・補修・清掃・整備の実施。（管理水準は、適正に使用できる水準とする。）
- (カ) 県民の森施設の管理・運営上新たに必要なになった軽易な物品（概ね10万円未満）の購入。（購入する場合には、できるだけ県内に本店を有する中小企業への優先発注及び県産品を購入・使用するよう努めること。）
- (キ) 県民の森施設・設備の管理上、一部業務を再委託する必要がある場合には、県内に本店を有する中小企業への優先発注に努めること。

(2) 県民の森施設の維持管理について知事への協議及び報告に関する業務

- (ア) 県民の森施設の維持管理について必要に応じて知事と協議を行うこと。
- (イ) 協定書に基づいて県民の森施設の維持管理について知事に報告を行うこと。

4 その他の業務

① 地域振興及び地域との連携に関する業務

- (ア) 県民の森を通じて地域の振興を図るための業務。
- (イ) 地域の協議会への参加あるいは設立等、県民の森と地域の連携を図るための業務。

② 利用者ニーズを把握するため、施設来所者アンケート実施要綱（平成16年10月1日施行）に基づくアンケートを実施する。

③ その他、県民の森施設の運営、維持管理上必要な業務。

④ 指定期間開始に当たっての前管理者からの引継業務、及び指定期間終了に当たっての次期指定管理者への引継業務。

5 別記

- (1) 指定管理者と千葉県の管理業務の責任分担は別記1のとおりとする。
- (2) 施設及び設備の修繕等の分担は別記2のとおりとする。
- (3) 県民の森備え付けの備品の修繕・改良及び購入の分担表は別記3のとおりとする。
- (4) 危険負担表は別記4のとおりとする。
- (5) 個人情報取扱特記事項は別記5のとおりとする。

別記 1

乙（指定管理者）と甲（県）の管理業務及び責任分担

- (1) 施設（建物、機械設備、遊歩道等）の保守点検、維持管理（清掃、補修等）、安全・衛生管理、小規模修繕は乙が行う。
- (2) 事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する甲と乙との責任は、事案毎の原因によって判断する。
- (3) 県民の森を管理運営していく上で、利用者からの苦情、不満、トラブル等に対しては、原則として乙が対応する。
- (4) 甲と乙の責任分担表

区分	乙	甲
施設（設備、備品等を含む）の維持管理	○（注 1）	
安全・衛生管理	○	
事故、災害等による施設の原状回復	△	○（注 2）
施設利用者の被災に対する責任	○（注 3）	○（注 3）
個人情報の保護・管理	○	
利用者に係る賠償責任保険の加入	○（注 4）	
包括的な管理責任		○

記号の説明

- 主たる責任を負うもの。
 △ 事由によって責任を負うもの

(注 1) 乙は善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に維持管理しなければならない。

(注 2) 乙の責めに帰することができない事由による場合。

(注 3) 事案毎の原因によって判断する。

(注 4) 加入する賠償責任保険は次のとおりとする。

- 1 県と指定管理者の双方が被保険者となる契約とする。
- 2 加入範囲は県民の森全体とする。
- 3 てん補限度額 対人賠償 1 事故につき 5 億円以上
対物賠償 1 事故につき 1 千万円以上
- 4 生産物賠償責任保険
てん補限度額 対人賠償 1 事故につき 1 億円以上

※(注 4) 4 生産物賠償責任保険の加入は、食事を提供する場合に加入すること。

別記 2

乙（指定管理者）と甲（県）の施設及び設備の修繕等の分担

- (1) 施設及び設備の修繕等の分担は（3）のとおりとする。
 (2) 乙が施設及び設備の増築又は増設を行おうとするときは、甲と協議しなければならない。
 (3) 施設の修繕・改築等の甲と乙の分担表

区分		乙	甲
施設 ・ 設備	概ね30万円未満の小規模な修繕・改築・改良を要する施設及び修繕・改良を要する設備は、指定管理者が行なう。	○	
	上記以外	乙と甲において協議のうえ決定	

記号の説明

- 分担（費用負担）者。

別記 3

乙（指定管理者）と甲（県）の備品分担表

区分		乙	甲
備品	概ね10万円未満の修繕・改良	○	
	概ね10万円未満の物品の購入	○	
	上記以外	甲と乙において協議の上決定する。	

記号の説明

- 分担（費用負担）者。

別記 4

危険負担表

種類	内容	負担者	
		甲	乙
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	△	△
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	△	△
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	△	△
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

△：甲と乙において協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の重要性を認識し、指定管理者の業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第2条 乙は、指定管理者の業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(委託の禁止)

第3条 乙は、指定管理者の業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第4条 乙は、指定管理者の業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(業務従事者への周知及び監督)

第5条 乙は、指定管理者の業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は指定管理者の業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

2 乙は、指定管理者の業務を行うために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第6条 甲は、乙の指定管理者の業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の取扱いの態様について、当該個人情報の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し、実地に調査し、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第7条 乙は指定管理者の指定に当たって千葉県知事が附した条件のうち個人情報の適正な取扱いに関するものに違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。